平成２２年（フ）第３６号
福島県相馬市中村字桜ケ丘36番地
債務者　伊達　光正
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第４４号
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字深町56番地の５
駒ケ嶺駅前町営住宅３－Ｂ
債務者　佐藤恵美子（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５０２号
神奈川県小田原市飯泉533番地の１　ルピナ大北Ｄ―201
債務者　國弘　敦美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０５号
神奈川県伊勢原市岡崎4805番地の２　有限会社ヒロフーズ内
債務者　今野由香里
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０８号
神奈川県厚木市愛甲838番地　アネックスイシイⅡ―201
債務者　伊地さやか
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１２号
神奈川県中郡大磯町大磯2092番地の３
債務者　明道　宗一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２０号
神奈川県厚木市温水2274番地１　コーポカトレア101
債務者　奈良　良和
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１号
新潟県新発田市中川420番地１
債務者　新野奈美恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３０号
富山県小矢部市桜町895番地２
債務者　四十谷康二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３０４号
愛知県一宮市枠杁町４丁目15　コーポロイヤル貴船Ａ102、住民票上の住所愛知県一宮市大赤見字八幡北９番地
債務者　阿部あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９７８号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北組23番地の２
債務者　川野　由貴
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７９号
京都市伏見区西柳町553番地２　メゾンレザンジュ１－Ｄ
債務者　三上　泰右
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１５号
京都府長岡京市城の里24番地６　富荘２Ｆ－Ｄ
債務者　田中　光夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
京都府長岡京市城の里24番地６　富荘２Ｆ－Ｄ
債務者　田中佐代子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２９号
京都市左京区岩倉上蔵町54番地　岩倉団地３棟311号
債務者　久世眞奈美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県高砂市伊保３丁目15番36―104号、従前の住所兵庫県高砂市竜山１丁目14番４―102号
債務者　野田かおり（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９９号
兵庫県加古郡稲美町和田392番地の２、従前の住所兵庫県姫路市御国野町御着1132番地１エステート上代103号
債務者　小山佐代子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部